　　　 　　　「公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン・リユースに

向けた資材・什器備品等の運搬、保管・管理、引渡業務」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　仕様書

1. 事業の名称

公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン・リユースに向けた資材・什器備品等の運搬、保管・管理、引渡業務

２．事業目的・概要

公益社団法人2025年日本国際博覧会大阪パビリオン（以下、「発注者」という。）では、サステナブルな万博パビリオン運営の一環として、大阪・関西万博閉会後に発生する大阪ヘルスケアパビリオン資材・什器備品等をリユースし、資源の有効利用を図ることとしている。

当該業務は、リユースのための資材・什器備品等を大阪ヘルスケアパビリオンから運搬し、譲渡先が決定し譲渡が完了するまでの間等における保管・引渡しを行うものである。

３．契約期間

2025年11月10日（月）から2026年3月31日（火）

４．業務内容

本業務で実施する業務は次のⅠ・Ⅱとする。

譲渡先については、「万博サーキュラーマーケット　ミャク市！」において決定した譲渡先としている。「万博サーキュラーマーケット　ミャク市！」への出品手続き、譲渡先の決定並びに譲渡金の取り扱い等に関することは発注者が行い、決定した譲渡先情報を受託者へ提供する。

業務の実施にあたっては、発注者から提示する資料などを考慮し実施すること。

Ⅰ．業務計画の作成

商品の運搬、保管・管理から引渡しまでに発生する業務に関わり、以下の事項について定め、2025年11月14日（金）までに発注者へ提出すること。

・各業務の実施工程

・大阪ヘルスケアパビリオンからの運搬における作業手順・方法・内容

・保管・管理倉庫内の円滑な作業動線の確保、保管方法等

・検品・梱包手順

・譲渡先との引渡し日時並びに商品の輸送・梱包方法等

・譲渡先決定商品に対する問い合せ対応

・譲渡先への引き渡し方法

上記については必要に応じ発注者と協議の上、内容を決定する。

Ⅱ．運搬、保管・管理、引渡業務

2025年11月14日（金）から2026年３月31日（火）の間において、大阪ヘルスケアパビリオンから倉庫への運搬及び倉庫に到着した時点から購入者に引渡すまでの期間に保管・管理業務を行う。Ⅰで決定した内容に沿って、以下の（1）から（4）の業務を行うこと。

・資材・什器備品等の内容・数量等：別表のとおり

（1）運搬、保管・管理

受託者は商品を一時保管できる倉庫を提供し、大阪ヘルスケアパビリオンから別表の資材・什器備品の搬出並びに受託者が提供する倉庫へ運搬し、保管・管理を行う。

倉庫の所在地については、夢洲から車両で60分圏内が望ましい。

資材・什器備品等は精密機器類も含まれていることから、衝撃・水濡れ等に留意すること。温湿度管理は、極端な温湿度の上下動がない限り特別な管理は不要である。

なお、大阪ヘルスケアパビリオンからの搬出については2025年11月21日（金）迄に行うこと。運搬、保管・管理時に発生した問題等に対しては発注者は責任を一切負わない。

（2）譲渡前検品

譲渡先（購入者）が決まった商品について、業務計画に基づき検品作業を実施する。

検品の結果、運搬、保管・管理中に汚損や破損が生じていた場合には、速やかに発注者へ連絡すること。

（3）引渡し

譲渡先（購入者）と連絡調整の上、引渡し日時並びに商品の引渡し方法を決定すること。引渡し時には、納品書等の発注者から指定する書類を準備し、譲渡先（購入者（購入者が用意する運送業者を含む））へ引渡すこと。

引渡し日時は、2026年3月31日（火）迄とすること。

(4)管理状況報告

　　　 　 業務計画に基づき業務進捗管理を行うとともに、進捗状況を随時報告すること。（内容、形式は発注者と協議の上で決定する。）

また、工程の遅れや問題が生じた場合は、遅滞なく発注者に報告の上、原因を調査し所要の改善策を講じること。

５．業務報告

（1）内容

・取扱い商品管理リスト

（※譲渡日時・譲渡相手方情報・譲渡方法等を明記）

※形式等詳細は発注者と協議の上で決定する。

（2）業務報告書の取り扱い

業務報告書へ使用するため作成したすべてのもの（原稿、写真、データ等）の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む）は、発注者に帰属するとともに、本業務終了後においても発注者が自由に無償で使用できるものとする。

・受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

・業務報告書に使用されるすべてのものは、必ず著作権等を保有する者の了承を得て使用すること。

・業務報告書が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

（3）提出期限

事業終了後10日以内に発注者へ提出すること。